

## 「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方に関する 横浜市市民協働推進委員会への意見聴取事務取扱要綱

制定 平成28年1月20日 市市活第1579号（局長決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市の区局において市民協働で行われている事業について、「公共的又は公益的な活動及び事業」であるか否か等について疑義が生じた場合に、横浜市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）に意見を聴取する際の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、横浜市市民協働条例の例による。

### （取扱範囲）

第3条 この要綱により、委員会の意見を聴取することができるのは、平成27年3月に委員会が答申した「協働を進める際の公共的又は公益的な活動及び事業の考え方」に関する事項とする。

### （説明責任）

第4条 横浜市（当該事業を所管する課をいう。以下同じ。）は、市民等と協働で行う事業について、情報を公開するとともに、市民等から当該協働事業に係る問合せがあった場合は、十分な説明を行わなければならない。

### （意見聴取の依頼）

第5条 横浜市は、前条に係る市民等への説明を行う中で、第3条に掲げる範囲の考え方の整理が必要な場合は、委員会の意見を聴取することができる。この場合、市民等は横浜市に対し、意見申出書（第1号様式）を提出し、横浜市は、委員会に対し、意見申出書（第1号様式）とともに横浜市市民協働推進委員会意見聴取依頼書（第2号様式）を提出するものとする。

2 横浜市は、市民協働で事業を行う中で、第3条に掲げる範囲の考え方の整理が必要な場合は、委員会の意見を聴取することができる。この場合、横浜市は、委員会に対し、横浜市市民協働推進委員会意見聴取依頼書（第2号様式）を提出するものとする。

### （委員会における協議）

第6条 委員会は、前条の依頼書の提出を受け、必要と認められる場合は、原則、定例の委員会において、依頼の内容について協議するものとする。

2 委員会は、前条の依頼内容を確認するために必要な場合は、横浜市に対し、資料の提出や委員会への出席を求めることができる。

### （委員会意見書の提出）

第7条 委員会は、前条の協議を行った場合、その内容を、横浜市市民協働推進委員会意見書（第3号様式）に記載し、横浜市へ提出するものとする。

**(市民等への説明)**

第8条 横浜市は、前条の意見内容を十分に尊重し、当該協働事業に係る必要な判断と市民等への説明を行うものとする。

**(情報公開)**

第9条 委員会へ意見聴取を行った案件については、意見申出書（第1号様式）、横浜市市民協働推進委員会意見聴取依頼書（第2号様式）、横浜市市民協働推進委員会意見書（第3号様式）を市ホームページにおいて市民に公開するものとする。

**附 則**

**(施行期日)**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

意見申出書

平成 年 月 日

〇〇区（局）〇〇課長

申出者 住所又は居所  
氏名  
電話番号  
FAX番号

「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方に関する横浜市市民協働推進委員会への意見聴取事務取扱要綱」第5条に基づき、次の事業について意見があるため申し出ます。

1 事業名	
2 事業との 関わり	受益者 ・ 参加者 ・ 一般市民 その他（ ）
3 意見の内容	(要旨)
	(内容)

※提出された書類については、個人情報を除き情報公開の対象になりますが、御了承いただけますか。  
(はい/いいえ)

第2号様式（第5条）

横浜市市民協働推進委員会意見聴取依頼書

平成 年 月 日

（申請先）

横浜市市民協働推進委員会委員長

申請者 ○○区（局）○○課長

「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方に関する横浜市市民協働推進委員会への意見聴取事務取扱要綱」第5条に基づき、所管する次の協働事業について、横浜市市民協働推進委員会の御意見をお聴かせください。

事業名	
意見聴取が必要と考える理由	※ 意見聴取が必要となった理由、経過等について、簡潔に記載してください。

- (1) 事業の概要については、第2号様式の2のとおり
- (2) 所管課の考え方等については 第2号様式の3のとおり

事業の概要

1	事業名	
2	事業所管課	
3	根拠法令	
4	事業開始年月日	平成 年 月 日
5	(1) 協働の相手方	
	(2) 相手方の選定方法	
	(3) 協働契約有無	該当するものに○ あり ・ なし
	(4) 協働契約形態	該当するものに○ 委託型・補助型・負担金型・共催型
	(5) 協働契約締結日	平成 年 月 日
6	事業費	総額 円 ( 年度予算・決算 ) (内訳) 横浜市負担額 円 (内容 ) 相手方の負担額 円 (内容 )
7	事業目的	
8	事業対象者	
9	実施内容	



所管課の考え方等について

1 論点となる 事項	(委員会に意見を聴取したいポイント)
---------------	--------------------

2 意見申出者の 意見	
----------------	--

3 所管課の考え	
----------	--

第3号様式（第7条）

平成 年 月 日

〇〇区（局）〇〇課長

横浜市市民協働推進委員会委員長

横浜市市民協働推進委員会意見書

平成 年 月 日に依頼のありました件について協議しましたので、委員会の意見を次のとおりお伝えします。

協議した日	
意見	

横浜市が協働を進める際の  
「公共的又は公益的な活動や事業」  
の考え方について  
～よりよい協働をすすめるために～



平成27年3月、横浜市は横浜市市民協働推進委員会から、協働を進める際の「公共的・公益的な活動及び事業の考え方等の整理」について答申を受けました。

この答申は、横浜市が様々な主体と協働を行う際に、どのような活動や事業が公共的又は公益的なものになるかについて、考え方の整理を行ったものです。

答申の内容や、様々な主体とよりよい協働を進める際のポイントについて、このリーフレットで考えてみましょう。

平成28年3月

横浜市市民局市民協働推進部市民活動支援課

# 1 協働とは

現在、地域のまちづくり、高齢者福祉、子育て支援、環境問題など様々な分野において「協働」による取組が行われており、地域社会を考えていく上で、「協働」が一つの重要なキーワードとなっています。協働とは、そもそもどういうことでしょうか。

「協働」とは、

公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと

『協働推進の基本指針』より

かつて公共の領域では、行政が公平で均一的なサービスを提供し、大きな役割を担っていました。しかし、少子高齢化や人口減少、単身者世帯の増加等により家族や地域のあり方が変わっていく中で地域の課題は複雑化・多様化しており、行政の均一的なサービスだけでは、市民のニーズを満たすことが難しくなってきました。そこで、横浜市では様々な主体との協働による取組が広がりを見せ、横浜市単独では提供できなかった新しいサービスやきめ細かなサービスを市民に提供することができるようになりました。そして、横浜市と様々な主体との協働だけではなく、例えば、自治会・町内会と市民活動団体、市民活動団体と企業との協働など、地域において多様な主体同士が進める協働の取組もますます重要となっています。

## 《協働の各主体の特性や得意分野》

行政・・・多数を対象とした公平で画一的なサービス提供。平均的で均質なサービス提供が得意。

自治会・町内会・・・一定の地域において、住民相互の親睦を図り、様々な地域課題を解決することを目的に自主的に組織された住民団体。防犯・防災・地域福祉・ごみの減量化等に取り組んでいる。地域における継続性や総合性が特徴。

## よりよい社会・地域づくりのために

市民活動団体・NPO法人・・・地域において一定のテーマを持って活動する団体。社会の新たな課題に対して、先駆的、機動的、また柔軟に対応できる。当事者に近いため、きめ細かなサービスを提供することができる。

企業・・・営利活動を主に行う企業の社会的な責任としての社会貢献活動（CSR）や、最近では、社会的な課題を解決することから生まれる「社会的価値」と「経済的価値」との、企業の事業を通じた両立（CSV）も注目されている。



## 2 横浜市が市民等と協働を進めるときに求められるもの

市民の皆さまと様々な形の様々な協働が生まれ、協働の形や組み合わせは、ますます多様になりましたが、

一方で市民の皆さまからこんな声を聞いたことはありませんか。

一部の人だけのイベントに役所が肩入れしているのじゃないかしら？

税金を使って一部の企業の利益につながることをやっているの？

その協働事業は、市民のためにどんな利益があるの？

あなたの担当している協働事業を  
しっかり説明できますか？



まずは、横浜市が市民等と取り組む協働とは何かから考えてみましょう。

「横浜市市民協働条例」では、次のように定めています。

「市民協働」とは、

公共的又は公益的な活動及び事業

を横浜市と

市民等

とが協力して行うこと

『横浜市市民協働条例』第2条第2項

公共とは、「社会全体に関すること」、公益とは、「社会全般の利益。個人の利益（私益）や特定のグループだけの利益（共益）とは異なる不特定かつ多数の者の利益」という意味を持ちますが、様々な主体が協働で課題解決に取り組むことがますます重要になって、これまで行政が「公共」と考えてきた領域以外にも、それぞれの主体が新たな「公共」の領域を創出し、公共的又は公益的なサービスを生み出しています。

たとえば、子育て支援、高齢者介護の支援など当事者性を重視したきめ細かい対応が必要な領域、防犯・防災、地域の活動拠点の設置・運営など地域社会の主体的な取組が必要な領域など、協働にふさわしい「公共」の領域は、あらかじめ固定的・画一的に考えるものでも、行政が一律的に決めるものでもなく、社会の変化や市民のニーズに合わせて、柔軟に考えていくべきものです。

そのような協働における「公共」を踏まえて考えてみましょう。

「市民協働」とは、

公共的又は公益的な活動及び事業 を横浜市と 市民等 とが協力して行うこと

『横浜市市民協働条例』第2条第2項

### 公共的な活動・事業とは

- 一般に開かれた活動であり、参加を希望する人は誰もがいつでも参加することができ、利益を受けることができる活動のこと。
- 参加するにあたり、特別な条件等を必要とせず、「参加の機会」や「成果の活用」について誰でもアクセスができ、利用することが可能であること。
- 事業の目的も市民に広く利益をもたらすものでなければならない。

公共とは、「社会全体に関すること」であり、事業への参加を希望すれば特別な条件などを求められずに誰もが参加・利用することが可能であり、事業目的も市民に広く利益をもたらすものであれば、「公共的な活動・事業」と捉えることができます。

### 公益的な活動・事業とは

- 広く社会の利益にかなうもの
- 構成員相互の利益に関するものや、特定の個人又は団体の利益に寄与することを主たる目的とするものは除外される。

公益とは、「社会全般の利益。個人の利益（私益）や特定のグループだけの利益（共益）とは異なる不特定かつ多数の者の利益」であり、事業の対象者を限定することなく、事業目的が“広く社会の利益にかなうもの”であれば、「公益的な活動・事業」と捉えることができます。

ただし、事業の目的や性質から対象者を限定する場合も、その限定が合理的なものであれば、公共性や公益性を損なうものではありません。また、事業の対象者がごく少数に限られていたとしても、誰もがその状況になった場合に同じように参加することができれば、その事業は潜在的に全ての人に参加できるものとなり、公共的・公益的な活動となります。

そしてもう一つ、協働において重要な視点があります。

「横浜市市民協働条例」では、次のように定められています。

横浜市は、市民等が行う市民公益活動（次に掲げるものを除く）を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) **営利を主たる目的とした活動**

『横浜市市民協働条例』第5条

市民全体のものである公金を支出したり（補助金・助成金・委託等）、公の財産を使用する場合（活動場所の提供等）には、その活動や事業が、宗教活動や政治活動ではなく、また私的な利益のためではない、公共性・公益性を持つものである必要があるということです。

#### 「営利を主たる目的とした活動ではないこと」とは

- 事業で得た利益（事業で得た収益から事業を進めるにあたり必要となる人件費等の経費を差し引いたもの）を私的に分配することを目的とした活動が「営利活動」です。
- そのような活動を「主たる目的」としていないかどうか、協働事業の目的や内容、事業成果の活用方法なども含めて、総合的に判断する必要があります。

以上のような視点を踏まえて、冒頭のような市民の皆さまの声に対して、私たちはきちんと説明をしていかなければなりません。



### 3 市民の皆さまにしっかり事業を説明するために

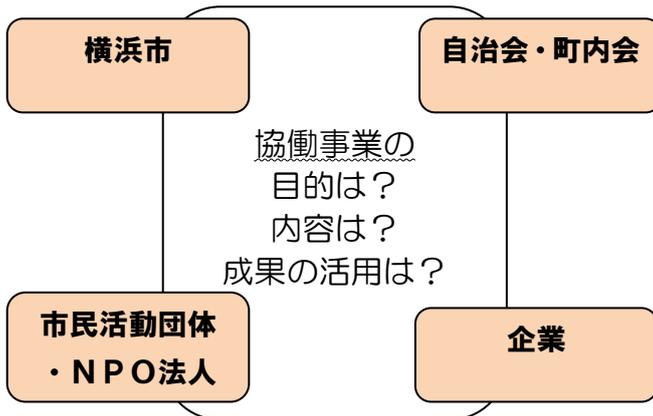
市民の皆さまにしっかりと協働事業を説明するために、ご自分が担当している事業の「公共」や「公益」などについて、次のような視点で考えてみてください。

#### 公共的な活動か

- 参加が一般に開かれているか
- 参加するために特別な条件を設定していないか
- 事業の目的が、市民に広く利益をもたらすものとなっているか
- 「参加の機会」や「成果の活用」に関して誰しもがアクセスでき、利用することが可能か

#### 公益的な活動か

- 事業目的が“広く社会の利益にかなうもの”であるか
- 構成員相互の利益に関するものや特定の個人又は団体の利益に寄与することが、主たる目的となっていないか
- 事業の対象者を特定の者に限定せず、誰しもが参加・利用できるようになっているか
- 対象者や内容が誰でも分かるように広報しているか



#### 営利を主たる目的としていないか

- 事業から得た利益を私的に分配することを、事業の主たる目的としていないか

※ 事業の目的や内容、事業成果の活用方法も含めて総合的に判断します。

大切なのは

- 協働事業についての情報を市民に公開し、市民が誰でもその情報に接して、内容を確認することができるようにしてあること。
- 担当している協働事業についてきちんと市民の皆さまに説明ができること。



## 視点の解説

### 参加について

参加が一般に開かれているか	イベントの開催内容や、事業内容について、チラシやホームページ等を活用し、広く周知を図り、誰もが情報を得られることが可能な状態とすることが必要です。
「参加の機会」や「成果の活用」に関して誰もがアクセスでき、利用することが可能か	
対象者や内容が誰でも分かるように広報しているか	
参加するために特別な条件を設定していないか	たとえば、こんなときどう考えたらいいでしょうか。 毎年イベントを開催していますが、イベントにはほとんど●●町自治会会員しか参加していません。このような活動は公共的・公益的といえるのでしょうか。
事業の対象者を特定の者に限定せず、誰もが参加・利用できるようになっているか	⇒イベントの参加にあたり、●●町自治会会員というように条件が設定されているのであれば、公共的・公益的と捉えることはできません。しかし、会員資格のあるなしを問わずに広く参加を募っているのであれば、実態として参加者が会員のみであったとしても、公共的・公益的と捉えることができます。

### 目的について

事業の目的が、市民に広く利益をもたらすものとなっているか	たとえば、こんなときどう考えたらいいでしょうか。 少数者への支援を目的として事業を行う場合、特定の個人の利益に寄与することとなり、市民に広く利益をもたらすものではないため、このような活動は公共的・公益的とはいえないのでしょうか。
事業目的が“広く社会の利益にかなうもの”であるか	⇒たとえば、「●●ちゃんを救う会」のように、特定の個人の支援を目的に事業を行う場合は、個人の利益（私益）に寄与することとなり、公共的・公益的と捉えることはできません。
構成員相互の利益に関するものや特定の個人又は団体の利益に寄与することが、主たる目的となっていないか	しかし、「●●病患者を支える会」のように、結果的に対象者は数名であっても、潜在的な多数性（将来新たな●●病患者が発生してくる可能性や、誰もが同じ状況になった場合に対象となりうること）が認められれば、公共的・公益的と捉えることができます。
事業から得た利益を私的に分配することを、事業の主たる目的としないか	事業の目的が「営利」ではなく、たとえば横浜市の魅力をもPRすることや、横浜市に訪れる観光客の集客を見込み、それによる経済効果を目的としている場合は、広く市民に利益をもたらすものであり、公共的・公益的と捉えることができます。 このように、事業の目的や内容、事業成果の活用方法も含めて総合的に判断します。

## 4 よりよい協働を進めるために

人口減少、超高齢社会をむかえ、市民の皆さまと力を合わせて、取り組まなければならない課題はますます増えると考えられます。

横浜市が、様々な主体とよりよい協働を進めるために、「横浜市市民協働条例」や「協働推進の基本指針」では、『協働の6原則（横浜コード）』を尊重することが示されています。

この『協働の6原則』に則り、横浜市と市民等が対等な立場で、地域の課題解決や魅力づくり等の目的を共有し、また、各主体の特性を理解し合い、自主性・自立性を尊重し合いながら、協働事業を進めることが、豊かな市民生活の実現に大きく寄与するものと考えます。

そして、協働事業の目的、内容、成果等についての情報を公開し、事業の公共性や公益性、適正な公金の使用等について、市民に説明することが特に重要です。そうすることにより、活動に対する信用や支持が得られ、協働の輪をより一層広げることにつながるのではないのでしょうか。

### 《協働の6原則》

- |           |   |
|-----------|---|
| ①対等の原則    | 市民活動と行政は対等の立場にたつこと                      |
| ②自主性尊重の原則 | 市民活動が自主的に行われることを尊重すること                  |
| ③自立化の原則   | 市民と行政、双方が自立した存在で協働を進めること                |
| ④相互理解の原則  | 市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと           |
| ⑤目的共有の原則  | 協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること |
| ⑥公開の原則    | 市民活動と行政の関係が公開されていること                    |

【参考資料】～さらに詳しく「協働」について学びたいときに～

- ・ 横浜市市民協働条例
- ・ 協働推進の基本指針
- ・ Let's 協働入門
- ・ 横浜市市民協働推進委員会答申

「協働を進める際の公共的又は公益的活動及び事業の考え方の整理」



<http://inw1.office.ycan/b/sh/shiminkatsudo/>

市民局市民活動支援課 TEL045-227-7915 FAX045-223-2032